

国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費のお知らせ発送について

市民課保険年金係 ☎ 1148

支払った医療費の総額を自身で確認していただき、適正な受診につなげるため、医療費通知を送付します。保険から医療機関などへ支払われる医療費は、保険税(料)と国などからの補助金でまかなわれています。

この大切な保険税(料)などを有効に使うためにも、適正な受診を心がけてください。

また、医療費通知を、確定申告の医療費控除の申告手続きで添付することにより「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。

ただし、国民健康保険のかたは12月診療分、後期高齢者医療制度に加入されているかたは10月から12月診療分については、従来どおり領収書をお使いください。

なお、マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータル※より確定申告に利用するための1年間分(令和5年1月から12月)の医療費通知情報を、令和6年2月上旬ごろに一括で取得可能となります。

ります。
※マイナポータルを利用する際は、利用者登録が必要となります。

国民健康保険に加入のかた

○発送月と対象診療月

- ・1月末ころ発送
- 令和5年1月〜11月診療分
- ・2月末ころ発送
- 令和5年12月診療分

(郵送に日数がかかることがあ

りますのでご了承ください)
後期高齢者医療制度に加入のかた

後期高齢者医療制度に加入のかた

○発送月と対象診療月

- ・1月下旬発送
- 令和5年1月〜9月診療分
- ・7月下旬発送予定
- 令和5年10月〜12月診療分

から発送されます。

産前産後期間相当分の

国民健康保険税が免除されます!

1月から、産前産後期間における国保税の均等割・所得割の軽減措置が始まりました。

対象 令和5年11月1日以降に出産予定または出産*した国民健康保険被保険者のかた

※妊娠 85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます)のこと。

期間 出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月相当分が減額されます。多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

届出に必要な書類

- 届出書
- 母子手帳など、出産(予定)日が分かるもの

くわしくは、問い合わせてください。

～新成人のみなさんへ～

20歳になったら国民年金

市民課保険年金係

☎ 1148

伊勢年金事務所

☎ 0596 3601

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべてのかたが加入し、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、年金制度は老後の収入保障だけではなく、病気やケガで障がいが残ったときは障害年金を、加入者が亡くなられたときは遺族年金を受け取ることができる場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世代のかたの負担が年々増加していますが、保険料を納め続けることで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。しかし、加入の手続きや保険料の納付忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。

加入手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となるかたは、20歳になったら日本年金機構か

ら資格取得(手続不要)のお知らせ、基礎年金番号通知書および保険料のご案内が届きます。サラリーマンや公務員などの第2号被保険者のかたや、第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)のかたは、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

保険料の免除・猶予

所得が少ないため、国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除となる制度があります。

学生のかたは「学生納付特例制度」、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なかたは、「全額免除・一部免除制度」や「納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、国民年金保険料が未納のまま続くと、受給資格期間を満たさず、年金を受け取ることができなくなったり、納付の要件を満たさず、万が一の時の障害年金や遺族年金を受給できなくなったりすることがあります。納付が困難な場合には必ず手続きをしましょう。

くわしくは、市民課保険年金係または伊勢年金事務所へ問い合わせてください。